

(件名) 安全性を前提に「20年運転延長は基準地震動の安全対策工事完了が必至」を求める陳情書

(陳情の趣旨)

2024年1月27日(土)、薩摩川内市国際交流センターにて川内原子力発電所運転期間延長に関する市民セミナーが開催されましたが、原子力規制委員会の川内原発20年運転延長の審査結果についての原子力規制庁の塚部暢之氏の説明は納得できるものではありませんでした。

「鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会」(以下専門委員会と略)の下に分科会が設置され、原発に反対する専門家も委員として任命されたことは画期的なことでした。九州電力の特別点検について、知事の「科学的・技術的な安全性に関する検証を徹底的に行っていただく」ということで、12回の分科会において自由に専門的な意見が出されたことは大変意義深いものでした。当初、塩田県知事も宮町専門委員会前座長も、検証内容はまとめる必要はない、両論併記でという主旨で進めていましたが、政権による60年超運転可能の新法案が出されてから一転したと感じています。「私は原発の専門家ではない・・・」と発言された分科会座長がまとめた報告書の内容は、これまでの特別点検に批判的な専門家の発言をまとめて反映しないものでした。照射損傷の専門の委員が「電力会社を書いたような報告書だ・・・」と、言われたのを記憶しています。そういう経過のある鹿児島県の分科会の議事録を規制委員会は参考にした様子もなく、認可した内容だけを規制庁職員は事務的に説明しているだけと感じました。

能登半島地震では幸いにも志賀原発は停止中でしたので大事故には至っていませんが、外部電源を受けるための変圧器が大量の油漏れを起こして5系統中2系統が機能喪失し、使用済み核燃料の冷却に支障が出るどころでした。能登半島地震ではいくつもの活断層が連携して動いたことで海岸が最大で4mも隆起し、津波も7分後には到来しています。珠洲市にかつて珠洲原発を建設しようとしていたことを思うと、もし建設されていたら能登半島だけでなく日本全体の大惨事となるどころでした。

川内原発の20年運転延長中もしも大事故が発生した場合、その責任は認可した原子力規制委員会にはないのかの問いに、原子力規制庁は、第一義的には電力会社にあると答えたただけでした。県議会も知事も原子力規制庁が川内原発の運転延長を認可したことで、運転延長を容認しています。福島第一原発事故では第一義的には東京電力が責任をとるべきですが、きちんと東京電力が責任をとっていない現在、大惨事において誰も責任をとらず、立地県民、国民だけに負担を強いることになってはならないと思います。

川内原発の基準地震動は、横揺れは従来の620ガルから687ガルに、縦揺れは455ガルに引き上げられ、今後、耐震性の確認をしなければならない状態です。東日本大震災や能登半島地震を教訓に、いつ自然災害が発生するか定かではなく、20年運転延長の前に安全対策工事の完成を急ぐ必要があります。

以上、たくさんの不安材料がありますが、それらの中から一点、下記事項を陳情いたします。

記

一、能登半島地震による志賀原発の状況から自然災害の危険性を再認識し、川内原発の20年運転延長は、安全性を前提にする観点から基準地震動の引き上げによる

安全対策工事を完成させたいとの容認であることを、九州電力へ強く要請すること。

以上